

# 申し込みましょう

お勧めします

## 【マイナポイントに関するQ&A】

**Q.** マイナンバーカードは買い物をするときにも必要ですか

**A.** 買い物のときには必要ありません。マイナポイントの予約・申し込みのときにだけ必要となります。

**Q.** 申し込みを取り消したり、選択したキャッシュレス決済サービスを変更できますか

**A.** 一度申し込みをしてしまうと取り消しや変更することはできません。事前に「マイナポイントサイト」などを確認し、慎重に選択してください。

**Q.** 子どものマイナポイントの予約・申し込みはどうすればいいですか

**A.** 15歳未満の未成年者の予約・申し込みは、法定代理人が行うことができます。15歳以上の未成年者の予約・申し込みは、特段の理由がなければ本人が手続きを行ってください。やむを得ず法定代理人が本人に代わり手続きを行う場合も、原則として本人同席のもと手続きを行ってください。

**Q.** マイナポイントはいつまで使えますか

**A.** 選択したキャッシュレス決済サービスのポイント利用期限まで使えます。期限は、キャッシュレス決済サービスにより異なります。

**Q.** ポイントはいつ付与されますか。ポイントが付与されたかどうかはどうやって確認できますか

**A.** ポイントの付与のタイミングや確認方法は決済サービスにより異なります。申し込んだキャッシュレス決済サービスのアプリや決済サービス事業者HPの会員ページなどでご確認ください。



## マイナポイントに関するお問い合わせ

- マイナポイントの制度、パソコンやスマートフォンでの申し込み方法については、総務省マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178へ
- ポイント付与のタイミングや付与条件、有効期限については、選択したキャッシュレス決済サービス事業者へ
- 市役所の申込支援コーナーについては、総務課☎421-6711へ

広告

## マイナンバーカードの交付申請方法

次の5通りの方法で交付申請ができます

### ①スマートフォンで申請

平成27年10月に郵送された通知カード添付の交付申請書または3年1月上旬以降順次郵送されるQRコード付き交付申請書（右の様式）のコードをスマートフォンで読み取って、指示に従って申請してください。この場合、あらかじめスマートフォンでご自分の顔写真を撮影してください。

### ②パソコンで申請

マイナンバーカードの交付申請の公式サイト (<https://net.kojinbango-card.go.jp/>) にアクセスし、申請書ID（半角数字23桁）を入力して、指示に従って申請してください。申請書IDは通知カード添付の交付申請書またはQRコード付き交付申請書に記載されています。この場合も①と同様にご自分の顔写真データが必要です。インターネットが使用可能な状態であれば、スマートフォンやタブレットからでも申請できます。

### ③窓口で申請

市役所1階の戸籍住民課窓口で職員が専用のタブレット端末を使ってカード用の顔写真を撮影し、オンラインによる申請のサポートを行います。1人あたりの所要時間は10分程度です。

市内に住民票がある人が対象です。15歳未満または成年被後見人の人は、必ず法定代理人が同行してください。

タブレット端末の台数に限りがあるため、時間帯によっては混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

既に写真をお持ちの場合は市役所、支所・連絡所で申請書の提出を受け付けています。

### ④郵便で申請

通知カード添付の交付申請書またはQRコード付き交付申請書に必要事項を記入およびご自分の顔写真を貼付の上、送付用封筒（通知カードまたはQRコード付き交付申請書に同封されています）に入れて郵送してください。

### ⑤マイナンバーカード申請に対応した証明用写真機で申請

市内に6か所設置されており（株式会社DNPフォトイメージングジャパンのHPで確認できます）、写真撮影に加え申請まで行えます。写真代金と、通知カード添付の交付申請書またはQRコード付き交付申請書を用意してください。証明用写真機の指示に従って申請してください。



▲QRコード付き交付申請書の様式

## 【顔写真のチェックポイント】

- ・正面・無帽・無背景で撮影してください。
- ・6か月以内に撮影した写真を使いましょう。
- ・白黒の写真でも申請できます。

## 【カードの申請から出来上がりまで】

現在、全国的にマイナンバーカードの交付申請が非常に多い状態となっているため、申請してから出来上がるまで2か月ほどかかりますので、余裕をもって申請してください。

顔写真などに不備があった場合は、郵送またはメールでその旨の通知があります。

## 【マイナンバーカードの受け取り】

マイナンバーカードが出来上がり次第、市役所から受け取りについての案内文書を郵送します。次のものを持参して、本人が市役所に受け取りにお越しください。毎月第2日曜日の休日開庁日でも受け取れます。休日開庁日に受け取りを希望される場合は、戸籍住民課へ電話で予約してください。

- ・受け取りについての案内文書
- ・本人確認書類（例：運転免許証、健康保険証、年金手帳など）
- ・通知カード（お持ちの場合のみ）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの場合のみ）

※原則として本人（15歳未満または成年被後見人の場合は法定代理人の同行が必要です）が来庁してカード受け取りの手続きをしていただきます。ただし、入院などのやむを得ない事情により本人が来庁できない場合に限り、代理人による受け取りが可能です。

マイナンバーカードの交付申請に関するお問い合わせは、戸籍住民課☎421-6719へ